

公的研究費等の適正な使用に関する行動規範

平成 29 年 4 月 1 日

最高管理責任者（学長）裁定

この行動規範は、公的研究費等を使用する上での本学の構成員*としての行動の指針を明らかにするものである。

1. 本学の構成員は、一人ひとりが、研究に対する使命感を持ち、高い倫理観に基づいた透明性のある公正な研究活動を心がけなければならない。
2. 本学の構成員は、公的研究費等が国民の税金を原資とするものであることを認識し、社会の信頼に応えるため、公的研究費等の使用にあたっては、法令や関係規則および学内の諸規則を遵守し、計画的、効率的な使用に努めなければならない。また受託研究事業、共同研究事業等の研究費についても同様とする。
3. 本学の構成員は、公的研究費等の不正及び不適切な使用を未然に防止するために、透明かつ現実性のある管理・監査体制を整備する。
4. 本学の構成員は、細心の注意をもって、公的研究費等の適正な執行管理に努める。
5. 本学の構成員は、不断に不正発生の要因除去に努め、別に定める公的研究費等の使用に関する「不正防止計画」に基づき行動する。
6. 研究者は、一定期間（研究分野、研究内容に応じた適切な期間かつ研究終了から 5 年間を超える期間）研究データを保存し、必要な場合に開示できるようにしなければならない。

* 構成員とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（平成 26 年 2 月 18 日改正）文部科学大臣決定）に準じ、本学に所属する非常勤を含む、研究者、職員及びその他関連する者をいう。